

Commission for the Conservation of  
Southern Bluefin Tuna



みなまぐろ保存委員会

## 第二回遵守委員会 報告書

2007年10月14-15日  
オーストラリア、キャンベラ

第二回遵守委員会報告書  
2007年10月14-15日  
オーストラリア、キャンベラ

**議題項目 1. 開会**

**1.1 歓迎の辞**

1. 遵守委員会のウッド議長は、第二回遵守委員会参加者を歓迎するとともに会議を開会した。

**1.2 代表団の紹介**

2. 参加者は自己紹介を行った。参加者リストは別紙 1 に掲載。

**1.3 議題の採択**

3. 合意された議題を別紙 2 に掲載した。

**1.4 ミーティング・アレンジメント**

4. 事務局が会議のアレンジメントを通知した。
5. 文書リスト案の3文書(CCSBT-CC/0710/16, 19 及び 26)は、会議への提出が認められなかった。修正された文書リストを別紙 3 に掲載した。

**議題項目 2. 措置の状況**

**2.1 事務局からの報告**

6. 事務局長は、メンバー及び協力的非加盟国による措置の遵守状況に関する報告書を提出した。事務局は、メンバー及び協力的非加盟国のうち二カ国(南アフリカ及びフィリピン)について、非遵守の問題はないとした。一方で、欧州共同体(EC)について、次の問題が留意された。
  - ECの船が最近 SBTの水揚許可を求めてきたという南アフリカからの報告にもかかわらず、許可船リストに掲載された船はない。
  - 事務局からの四半期ごとの TIS 報告の催促に対し回答がない。
  - CCSBTの合意に沿った月別漁獲報告の提供がない(ECの漁獲報告は四半期ごとで月ごとになっていない)。
7. 会合は、ECが非遵守の状況にあること及び CCSBTの措置の速やかな遵守を要請することを通知する公式なレターを、拡大委員会から ECあてに発出することを拡大委員会に対して勧告することに合意した。

## 2.2 メンバー及び協力的非加盟国からの報告

8. 日本は、日本語を解さない者が国別報告の内容を理解するために概要を説明した。他の報告書についてはすでに読まれてものとし、プレゼンテーションは行われなかった。メンバーは、本項目の副議題に関連し互いに質疑を行った。

### 2.2.1 国別割当配分の遵守

#### 商業的漁業

9. 日本は、政府として 2005 年漁期において 1,790 トンの過剰漁獲を確認し、2006 年漁期の漁獲量を削減することで全量返還したと述べた。
10. クォータ監視システムに関する質問に対し、日本は、個別魚に装着されている標識に関する情報も含んでいるリアル・タイム・モニタリング計画(RTMP)から予備的情報を取得していると述べた。最終的な情報は、SBT が日本で水揚げされる際の全量検査を通じて取得される。水揚情報と RTMP 情報の間で確認が行われている。漁期中にすべての SBT が水揚げされることはない。例えば、2006 年漁期は、5 隻(133 隻中)の水揚げが未だ終了していない。
11. ニュージーランドは、国別割当の範囲内で死亡をもたらすすべての漁業に割当量を設けていると述べ、他のメンバーに対し漁業活動によってもたらされる死亡を推定することを奨励した。
12. オーストラリアは、はえ縄で漁獲された一部の魚はサメ類によって損傷を与えられたために保持されていないと述べたうえで、インド洋におけるまぐろはえ縄漁業における損傷に関するワークショップ(2007年7月9-10日)で議論された、はえ縄で漁獲された魚の損傷についての日本の研究では、中央インド洋におけるメカジキ漁業における魚の損傷率が 60% にもなることを確認しているとした。さらに、オーストラリアは、はえ縄で漁獲された SBT の損傷、特にサメ類によるものは、定量化する必要があり、漁業死亡の追加要因として評価に含められる必要があるという意見を述べた。
13. 日本は、損傷魚の問題はインド洋におけるまぐろはえ縄漁業における損傷に関する IOTC のワークショップで議論されたが、IOTC の権限(条約水域及び魚種)は CCSBT のそれとは異なるため、CCSBT が IOTC の議論の結果について予断をすべきではないと述べた。
14. 台湾は、漁業活動においてサメによって損傷を与えられた SBT の量を決定する課題は拡大科学委員会に与えられるべきであると提案した。また、台湾は、サメにより損傷させられた SBT を漁業死亡ではなく自然死亡と見なしうるか否かについて検討する必要があると意見した。

#### 遊漁

15. 日本は、ニュージーランドは SBT の遊漁による漁獲を国別割当の一部に充てていると述べ、オーストラリアが遊漁によって漁獲された SBT は放流されていることを理由に、そのような措置を講じていないことについて確認を求めた。また、日本は、インターネット上のニュースでは、ポートリンカーン近郊での数トンの遊漁による SBT の漁獲に加え、タスマニアにおける 5 トンの漁獲が報じられている旨報告した。
16. オーストラリアは、遊漁で漁獲された SBT の大半は放流されるが少数は保持されると述べた。保持されたそれらの魚、特に大型の SBT は珍しいこともありしばしば報道される。オーストラリアは、メディアの報道は信頼できないことがあると述べ、メンバーに対し、日本のはえ縄船により 20,000 トンの SBT が 2006 年焼津において水揚げされたと報じたフィッシング・ニュース・インターナショナルによる最近の報道を指摘した。オーストラリアは、2003 年以前の数年における遊漁漁獲量のレベルを示した国別報告書の表 6 に言及した。推定値にはかなりの不確実性があり、また 2003 年以降の年において推定値を提供するには情報が不十分であったとされた。しかしながら、オーストラリアは、遊漁者により保持される SBT の尾数を推定する方法を検討していることを報告した。
17. 日本は、オーストラリアの遊漁漁獲量は 2002 年に 85 トンとなっており、拡大委員会が CCSBT 措置の遵守を求めている欧州共同体の割当 10 トンよりかなり大きいものであると述べた。日本は、オーストラリアの遊漁漁獲量が管理されていないこと及びオーストラリアの国別配分に計上されていないことを指摘した。また、日本は、1999 年から 2002 年にかけての遊漁漁獲量の増加傾向を指摘し、2003 年から 2006 年のオーストラリアの遊漁による未報告漁獲に対する懸念を示した。
18. ニュージーランドは、その国別配分の範囲内に遊漁での SBT 漁業を考慮に入れていることを確認した。ニュージーランドは、このことによって漁業に起因するすべての死亡を考慮する優れた漁業管理がもたらされるため、一方的にこの措置を講じている。ニュージーランドは、国別割当に遊漁が含まれるべきか否かについての委員会の合意は意識していないが、必要とされる一つであると確信している。

### 2.2.2 月別漁獲報告

19. 本項目は、議論されなかった。

### 2.2.3 貿易情報スキーム

20. 本項目は、議論されなかった。

### 2.2.4 許可船リスト

21. 日本は、許可蓄養場リストとなりうる、蓄養施設に適用される“許可船”型リストを実現したいという意見を述べた。

### 2.2.5 科学オブザーバー計画

22. 本項目は、議論されなかった。

### 2.2.6 海鳥混獲回避措置

23. 本項目は、議論されなかった。

## 議題項目 3. 統合的 MCS 措置

### 3.1 CDS

24. オーストラリアは、CDS を SBT 漁業の効果的管理の基礎として認識した。オーストラリアは、2007年4月の遵守委員会作業部会(CCWG)会合においてCDS決議を起草した。2007年4月会合では、メンバーのコメントのためオーストラリアが決議を修正することが合意された。修正決議は2007年6月19日付けで回章された。若干のコメントを受領したが、日本もまたCDSを起草し2007年7月に回章された。第2回作業部会の参集が試みられたが実現しなかった。一方で、2007年9月21日、東京において非公式で1日のみの会合が開催され、すべてのメンバーの代表が出席した。会合終了時には、オーストラリア及び日本の提案に対するCCSBTメンバーのコメントが求められた。オーストラリア及び日本の両国のコメントが回章された。また、オーストラリアは、アメリカ、ノースカロライナ、ローリーで2007年7月に開催されたまぐろ類RFMO合同技術作業部会に対し、CDSに関する見解を提供した。会合において、オーストラリアのCDSの簡潔な議論がなされ、一部の参加者は提案を支持した。オーストラリアは、オーストラリアのCDS提案はSBTの漁獲物を効果的に監視しようと主張した。さらに、オーストラリアは、日本によって回章されたオーストラリア提案に対するコメントについて、次のようにコメントした。

- オーストラリア提案は蓄養を十分に監視していないというコメントについて、オーストラリアは、蓄養については日本提案より厳格なものとなっており、取りあげ時には個別魚の体重が測定されると述べた。これはICCATの要件をかなり上回るものである。
- オーストラリアは、提案を理解するには複雑かつ困難であるという日本の懸念の解決に喜んで努力したい。
- CCWGがCCSBTのTISからCDSを開発すべきと示唆したというコメントについて、オーストラリアは、単純化したシステムのための出発点であり、かかるシステムでは多くの抜け穴が存在すると考えた。
- オーストラリア提案は、すべての漁獲物、すなわち遊漁を包含していないというコメントについて、オーストラリアは、商業的サプライ・チェーンに入ってくるすべての魚を考慮すること及び遊漁漁獲物は販

売又は取引されないことが、CDS オーストラリア提案の意図であるとした。

- オーストラリアは、提案ではまき網漁業を他の漁業と異なる取り扱いとし、まき網部門はより面倒なものとなっていると認めた。まき網部門の取扱いは、広範囲にわたっており、オーストラリアの CDS 提案における他のどの部門より多くの記入すべき書類及び情報が求められている。
  - また、オーストラリアは、日本の CDS よりオーストラリアの CDS の費用がより高額となりうることに同意した。一方で、事務局の試算は非常に予備的なものであると考えられ、オーストラリアとしてはそれらの推定値に確信が持てないとした。さらに、オーストラリアは、SBT 漁業のように水揚金額が 7.5 億ドルを超えるような漁業の製品追跡にかかる費用としての 100 万ドル程度であれば、それほど高いものではないと述べた。
25. 日本は、作成される CDS は TIS に基づくべきという CCWG におけるニュージーランド及び台湾の要請に応えて、日本の CDS 提案が作成されたと報告した。日本は、CDS には多くの概念的問題があると考えた。メンバーは極めて単純な CCAMLR の CDS をよく知っており、また似た書式で CDS を作成することがすべての者の理解を助けるものであると考えた。また、日本は、一日のみの CDS 協議に出席するために東京まで足を運んだメンバーに対し感謝した。オーストラリアのコメントに対し、日本は次のとおり述べた。
- オーストラリアの CDS が蓄養に対して厳しいものであるとオーストラリアはコメントしたが、蓄養いけすに移送される前に何がなされるかを明確にされたい。特に、漁獲時においてどのようにまき網による漁獲を測定、記録するのか。
  - 日本は、CCSBT の TIS に基づく形の日本 CDS をもって、CCWG 会合における一部のメンバーからの示唆に従った。
  - CCSBT 13 で採択された CDS 決議パラグラフ 4(i)に基づき、日本提案は、はえ縄、まき網及び遊漁による漁獲物を含むすべての SBT 漁獲物をカバーしている。
  - 現時点において日本は最大の SBT 輸入国である。しかしながら、日本の SBT 市場の経済状態は悪化しており、日本としてはヨーロッパといった他地域への SBT 輸出が増加するものと考えている。したがって、日本は、輸出国の責任は CDS において強調される必要があると考慮した。
  - CCSBT 13 で合意された CDS 決議は、“漁獲証明制度は、すべてのみなみぐろの漁獲、水揚げ及び貿易の流れ（トランスファー、転載、輸入、輸出、再輸出及び国産品水揚げを含む）を追跡しなければならない”と明記している。この背景から、CCSBT が採択するであろう CDS は、まき網漁獲から始まり、曳航、蓄養いけすへの移送、取りあげ及び輸出に続いていくべきである。

- オーストラリア提案について見積もられた初期費用(435,000 ドル)及び年間費用(230,000 ドル)は、2007年 CCSBT 予算(1,378,600 ドル)の 30% 及び 18%に相当する。
26. オーストラリアは、自国の提案はまき網漁獲物を対象として設計されていると述べたうえで、若干の修正によりメンバーにとって明確なものとなるとした。
27. ニュージーランドは、日本による CCSBT 13 で採択された CDS 決議パラグラフ 4(i)の解釈は、その時点での参加者の理解を反映していないと考えるとした。
28. 台湾は、オーストラリア及び日本の提案に対し感謝した。CDS 提案に関する台湾の立場は次のとおり。
- CDS は統合的 MCS 措置の一つに過ぎない。それは他の MCS 措置と相互に補完されるべきである。CDS の効果的運用のためには業界の協力が必要とされる。従って、システムは可能な限り単純に設計されなければならない、そうでなければ業界が政府に協力することは難しくなる。
  - CDS の目的は合法的な魚であるか非合法の魚であるか区別することである。そのためであれば、台湾は CCSBT ロゴ入りの標識で十分であるとする。
  - 水揚げ時の検査に要する時間は、水揚げされる魚の質に影響を与えないよう、短縮されなければならない。台湾は、すべての魚の検査を税関職員に求めることは、信じられない。これは輸入国にとって多大な負担となる。
  - 事務局が見積もったオーストラリア提案の導入段階の費用は極めて高額であり、メンバーにかなりの負担増をもたらすことになる。事務局の見積もりより費用が低額となるとオーストラリアが考えるとしても、やはり、台湾としては、正確な見積もりにより、メンバーに対して大きな負担となる経費が明らかにされるものとする。
  - 年を追って燃油価格は上昇している。オーストラリア提案が採択された場合、提案への資金供給は非常に困難となる。台湾は単純な CDS 提案を好んでいる。
29. ニュージーランドは、オーストラリア同様、CDS を CCSBT の MCS 体制の基礎となるものとして考慮した。ニュージーランドは、CDS はその他の MCS 措置と一体化され、また費用対効果について配慮される必要があるものとした。ニュージーランドは、タギング・システムは合法及び非合法の魚を認識するのに長期的効果があるものとした。また、漁獲時の魚の体長情報を獲得できるという利点があるものと考えられる。ニュージーランドは、経過措置の検討についてもオープンであるが、終点までの過程において欠落に達することは望まないとした。ニュージーランドは、終点に達するためには過程と期限の両方を特定する必要があるものとした。
30. CDS において、魚は生を奪う時点において標識が付され測定(重さ及び長さ)されるという共通理解があることが留意された。

31. オーストラリアは、2つの CDS 提案は事務局への報告について異なるタイムフレームとなっていると述べた。報告の頻度は比較的高くあるべきと考えられる。オーストラリアの提案は、死後 18 時間以内に書式を記入すること及び 10 日以内に旗国/漁業主体へ送付することを求めている。その後、それら文書を 5 仕事日以内に事務局あて送付することが求められる。オーストラリアは、日本提案における CDS 報告は CCSBT の TIS よりも低い頻度となっていると述べた。
32. 日本は、CCSBT の TIS と CDS とでは目的が異なるとした。TIS は魚の貿易の流れのモニタリングが目的であり、CDS は非合法の魚の漁獲及び貿易の禁止を目的としている。また、CDS は漁獲からの魚の動きを的確に追跡することを目的としている。このような場合、早さよりも正確さが重要である。さらに、日本の CDS 提案は TIS に基づいており、報告頻度は CCSBT の TIS のそれとまったく同じである。
33. 台湾は、船の位置については VMS があるのでリアルタイムに追跡されるべきであると考ええる。しかしながら、漁獲物の追跡に即時性が必要であるとは考えない。メンバーは、1 年の割当期間内で自国漁獲物を監視すべきであって、CCSBT への高頻度での報告は必要ではない。
34. ニュージーランドは、国内の報告が月ごととなっていること及び CCSBT もまた月ごとの漁獲報告を求めていることに言及した。よって、漁獲報告の基準が存在しており、ニュージーランドは、このことが CDS 報告のタイムフレームの基礎となりうると考えた。
35. オーストラリアは、CCAMLR が 2 業務日以内に事務局への CDS 文書を転送しなければならないという CDS の要件を有していることに言及した。従って、オーストラリア提案は、日本が良いシステムであると述べた CCAMLR より緩いものとなっている。
36. 日本は、まったく異なる水域で操業しているまったく異なる漁業を比較することが賢明とは考えなかった。CCSBT の目的は、メンバー又は非加盟国の非合法漁獲物の水揚げを防止することであり、CDS をもって漁獲、輸出及び輸入に際し非合法的な SBT を監視及び阻止することが可能であるから、日本は短い報告期間に優先度を見いだせなかった。
37. オーストラリアは、CCSBT がこの漁業でどのように魚及び魚製品が移動するかについてよく理解しておらず、このことが漁業の監視の上で著しい問題を引き起こしているとコメントした。操業はそのような CDS の監視能力以上の頻度で行われており、かかる詳細なくして四半期ごとの報告がどのように役に立つかを理解することは困難である。
38. 日本は、日本が提案した CDS は転載活動をとらえるものであると回答した。情報が速やかに報告されるか否かにかかわらず、情報は記録、報告されることになる。
39. オーストラリア及び日本の CDS 案についての長い議論の末、次が集約された。



- CDS が、すべての SBT 漁獲を対象とするのか、商業的な SBT 漁獲物に限るのかについて、メンバー間の合意はなかった。
  - 漁獲時におけるまき網の推定重量の報告に関する現行のオーストラリアの要件に反映するために、オーストラリアの CDS 提案に追加する文言をオーストラリアが提供することが合意された。
  - 一部のメンバーは、蓄養事業を目的としたオーストラリア表層漁業で漁獲された魚の平均重量の推定に用いられる 40 尾サンプルは信頼に欠けるとした。
  - オーストラリアの CDS 提案の費用が日本提案と比較して懸念されたが、提示された費用は事務局文書によれば“推測した”となっている。
  - 中央型タギング・システムの費用及びロジ(標識の配給)並びにそれに対する非中央型システムの費用について懸念があった。
  - 集中型報告システムであるべきか否かについて見解が相違した。
40. これら議論の終了時に、
- オーストラリアは、提案した CDS の詳細な形での試験的实施に努め、CCSBT メンバーが最終的に合意するシステムで求められるデータを拡大委員会に提供すると述べた。オーストラリアは、オーストラリア CDS 案の試行の意志があるメンバーの参加を呼びかけた。また、オーストラリアは、短期的には CCSBT の現行 TIS の拡張に基づく妥協案に合意すると述べた。
  - 日本は、日本の CDS 案の試験的導入を行い、CCSBT 15 に結果を報告すると述べた。
41. ニュージーランドは、新たな決議案を作成するために、2つの現行 CDS 決議案、特定された相違点及び議論された問題点の引き受けを申し出た。
42. オーストラリアは、日本の決議案ではすべての漁獲文書が事務局に提供されるのかという疑問があると述べた。日本は、日本の CDS 案ではすべての漁獲文書は事務局に提供されると回答した。
43. オーストラリアは、ニュージーランドに対し、新たな文書の作成の基礎として現行 TIS を利用することを望むとした。
44. 日本は、ニュージーランドの努力に感謝するとともに、現段階での試験的導入は建設的なものであると指摘した。

### 3.2 VMS

45. メンバーは、VMS 決議を最終化した。合意された決議は別紙 4。
46. 日本は、ニュージーランドが自国 EEZ 内で VMS 報告を求めている SBT 船の大きさについて説明を求めた。ニュージーランドは、国別報告書にあるとおり 28m 以上であるとしたが、SBT 漁業については次の 2 年間でレビューされるとした。

### 3.3 転載

47. メンバーは、大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議が CCSBT 13 において採択されたことに留意した。
48. 台湾は、ICCAT の洋上転載計画の実施にともなう経験を説明した文書を提出した(CCSBT-EC/0710/27)。台湾は、洋上転載にかかる地域オブザーバー計画の実施の前に CCSBT が検討しなければならない実施上の困難及び課題について説明した。具体的には次のとおり。
  - CCSBT が、オブザーバーのトレーニング、配置及び管理を目的としてオブザーバー・エージェンシーと契約をするという ICCAT の前例を踏襲する場合又は CCSBT 事務局自身が計画を実施する場合、事務局は必要となる人的資源及び費用を算定するべきである。また、どちらのオプションについても長所及び短所を検討すべきである。
  - 計画に参画するメンバー及び協力的非加盟国ごとの費用負担の算出に関する決定が必要となる。
  - オブザーバーによって提供される収集データの機密性の維持に関するメカニズムが確立されるべきである。
  - めばち及びきはだといった他のまぐろ類及び近縁種に比べ SBT の量が少量であることを考慮すると、拡大委員会は ICCAT、IOTC 等を含む他の RFMO との協力メカニズムを確立することを検討すべきである。
49. オーストラリアは、台湾からの文書及び実施に際してもたらされる課題の提起に感謝した。オーストラリアは、転載は MCS の主要な重要問題の一つであり、IUU 漁業における役割はよく知られていると述べた。このため、ほぼすべてのまぐろ類 RFMO は転載への措置を実施している。また、IOTC の IUU 漁業は 10% であるのに対し、CCSBT においては 35% である。転載の禁止も模索しうるが、オーストラリアは、転載が重要な経済的措置であり、よく規制、監視される場合に限り、継続されることが許されるべきであると認識した。
50. 議長は、CCSBT 13 で採択された決議に関する広範な議論を集約し、2 つの主題が提起されたことに留意した。
  - メンバーは、転載に関する決議が CCSBT 13 において可決されたことを認識している。
  - 決議の実施にともなう困難性があることが留意され、オーストラリアは他の RFMO における措置との調和を考慮するため、まぐろ類 RFMO 合同会議の技術作業部会の支援を求めることを提案した。
51. 採択された決議の導入期日に関し、さらに議論がなされた。一部のメンバーは、特定された期日に間に合わせるための能力について懸念を示した。その他のメンバーは、重要な MCS 措置の早期導入が関心事であると念押しした。日本は、公海はえ縄メンバー間での調整を促進するために非公式な会合を参集する用意があると述べた。

### 3.4 SBT の蓄養における遵守

52. オーストラリアは、ポートリンカーンの SBT 蓄養場における国際的に卓越した監視に関する報告書を提出した。オーストラリアは、自国の蓄養場は、実質的に日本の商業的利権がある地中海及びメキシコに比べ、よりよく規制されていると確信している。また、オーストラリアは、蓄養場の管理に関する継続的な改善計画を明言した。
53. オーストラリアは、SC 12(CCSBT-ESC/0709/Rep11)に提出した文書に示されたオーストラリアの SBT 蓄養の MCS に関する情報を提供した。要約すれば、当該漁業は総額 10 億ドルの移譲可能な法的漁業権を通じて許可が与えられている。重大な違反があった場合、許可は剥奪される。
54. オーストラリアは、VMS、ログブック、死亡魚管理、日報、割当量記録の処理、魚のサンプリング、ビデオを用いたトランスファーの手法、記録の検証、包括的な会計監査、年次の遵守計画、国際オブザーバー及び政府機関による監査(0.02%の誤差範囲)を含む SBT 蓄養に関する MCS について詳述した。オーストラリアは、遵守には 100 万ドル又は SBT の輸出額の 1%を超える金額を使っていると述べた。
55. 日本が違反の適用される罰則及び罰則の詳細について質したところ、オーストラリアは 1991 年オーストラリア漁業法の写し及び漁業違反に対する最近の罰則の実例の提供を申し出た。
56. オーストラリアは、前年に相当量の過剰漁獲が確認された日本の 12 船主に下された罰則に関する情報を求めた。
57. 日本がステレオ・ビデオについて使用中か否かを問うたところ、オーストラリアは以前に述べたとおり未だ開発中であり恐らく 2、3 年は完全導入されないであろう旨説明した。
58. 日本は、まき網船及び曳航船のオブザーバーについて、カバー率ではなくその活動に関心を示した。オーストラリアは、オブザーブの目標は拡大科学委員会に報告した漁獲船及び曳航船の 10%であると述べた。
59. 日本は、本年の拡大科学委員会報告書別紙 4 に言及し、科学オブザーバー計画規範に CCSBT が合意したのにもかかわらず、まき網船及び曳航船のオブザーバーは何らのデータ及び情報を収集していないと述べた。
60. オーストラリアは、オブザーバー・プログラムにおいては包括的なデータを収集していると述べ、データ収集のために定められた要件であるオブザーバー・マニュアルの写しの提供を申し出た。また、オーストラリアは委員会の利益のために非加盟国の包括的データを自前で収集している。
61. オーストラリアは、CCSBT が SBT 漁業のオブザーバーの基準に合意するべきであるという意見を述べ、CCSBT が効果的なオブザーバーを確保するために他の RFMO と同様な地域オブザーバー計画の策定に取り組むべきであるという提案を支持した。

### みなみまぐろ蓄養場リストの作成に関する決議案

62. 日本は、みなまぐる蓄養場リストの作成に関する決議案(CCSBT-CC/0710/18)を紹介した。
63. 日本は、CCSBTはIUUを阻止するポジティブ・リストを有しており、大きな抜け穴を封じるためには提案した新たな決議が必要であると主張した。日本は、提案した決議なくして、非加盟国が蓄養した魚の日本を含むCCSBTメンバーの市場への流入を防げないと述べた。ICCATは、蓄養場に関するリストを有している。
64. オーストラリアは、決議案には輸出業者のリスト化が必要であり、またサプライ・チェーンを通じた製品の追跡を確保するためには輸入業者も同様にリスト化される必要があると考えた。
65. 日本は、決議案は漁船のみを対象としたポジティブ・リスト決議と同様、蓄養施設を対象とすることを目的としたと述べた。
66. オーストラリアは、案文に対しさらなる助言を提供することに合意した。オーストラリアは、決議が求めている情報はすでに収集済みであると述べた。大筋で決議には合意可能であるが、決議案のパラグラフ6はCCSBTのCDSに言及しているが現時点でCDSは存在していないと述べた。それゆえ、決議案の当該部分については合意する前に修正される必要がある。

#### **みなまぐる蓄養管理に関する決議案**

67. 日本が、SBT蓄養に関する決議案を提出した(CCSBT-CC/0710/17)。
68. オーストラリアは、決議案についての助言を後日提供する旨申し出た。

### **議題項目 4. その他の措置**

#### **4.1 入港国措置**

69. ニュージーランドは、入港国措置に関する文書(CCSBT-CC/0710/4)の特徴を特定し、入港国措置の重要性を強調した。
70. ニュージーランドは、他のメンバーと協議し、CCSBT 15に向けた決議案を作成することを申し出た。
71. 日本は、南アフリカやインドネシアといった拡大委員会の非メンバー国に関する多くの問題があるという意見を述べた。
72. オーストラリアは、ニュージーランドに感謝するとともに、課題の多くはCCAMLRにおいて分かりやすく対処されていると述べた。
73. オーストラリアは、SBT貿易の見込みがある国に、CCSBT及びそのTISを気づかせ、またそれらの国に入港国としての支援を求めるために、拡大委員会議長がレターを発出することを要請した。
74. 台湾は、COFI会合が来年本件に関する綿密な研究を実施しようとしていることから、現段階で議論することは時期尚早であると考えた。さらなる検討のためのガイドラインとして結論を待つべきである。

75. 入港国措置に関する今後の取組及び関連するタイム・フレームというニュージーランドの提案については合意が見られなかった。

#### 4.2 独立オブザーバー

76. 本項目は、議論されなかった。

#### 4.3 乗船検査

77. 本項目は、議論されなかった。

#### 4.4 漁船登録

78. 本項目は、議論されなかった。

#### 4.5 その他の措置

79. 本項目は、議論されなかった。

### 議題項目 5. オーストラリアの SBT 蓄養に関する調査

80. 日本は、2006年の拡大科学委員会においてオーストラリア代表団がステレオ・ビデオ・カメラの導入を確約したのにもかかわらず、2007年の作業はステレオ・ビデオ技術の可能性調査に過ぎず、意味のある調査ではなかったと述べた。また、2007年の作業は、昨年 of 拡大委員会における合意と整合していない。日本は、実際の漁獲水準を確認するための技術に関する研究の商業的蓄養における即時実行を強く求めた。さらに、日本は、音響カメラはオーストラリア蓄養研究を実行することが可能であり、速やかな研究結果の提供が可能であると述べた。商業的蓄養に実行可能な測定法の導入は、研究のための研究を継続することよりも当然重要である。日本は、オーストラリアが、要求した RMA の中で、蓄養期間中の成長率を調査し、音響カメラ及びステレオ・ビデオ・カメラによって同時にまき網から曳航いけす及び曳航いけすから蓄養いけすへの移送をモニターするという条件でのみ、RMA の要請を支持しうる。
81. オーストラリアは、ステレオ・ビデオ技術の実現可能性の評価についての文書はすでにメンバーに提供されているとした。処理システムの状態は数ミリメートルのみの測定誤差となっている。また、オーストラリアでは魚の死後縮みが起こる前に生きた魚を測定している。そのため、これら測定値は他の漁業で多くの場合行われる死亡した魚を測定するのに比べより正確なものとなりうる。死亡魚の縮みは潜在的に有意なものとして認識されている。オーストラリアのシステムは、太平洋及び大西洋クロマグロが蓄養されている地中海及びメキシコ沖の蓄養場のどの基準にも勝るものであり、それらの蓄養場は多くの場合日本の企業が関与し

ている。それらの方法はダイバーによるクロマグロのサイズの目視推定値を含むものであり、オーストラリアのシステムに比べ正確さと精密さに欠けるものである。

#### **議題項目 6. 将来の作業計画**

82. 本項目は、議論されなかった。

#### **議題項目 7. その他の事項**

83. 本項目は、議論されなかった。

#### **議題項目 8. 拡大委員会への勧告**

84. 会合は、拡大委員会が遵守委員会報告書に留意することを勧告した。

#### **議題項目 9. 閉会**

##### **9.1 会合報告書の採択**

85. 報告書は採択された。

##### **9.2 次回会合の時期の勧告**

86. メンバーは、遵守委員会が遵守に関する定期的な報告及び評価に関するその責務を果たすために2日間の会議を必要とし、またそれは拡大委員会年次会合の直前に行われるべきであると考えた。

87. 包括的な MCS 措置の開発期間を通じて、一部のメンバーは近い将来において当委員会の会議時間を長くする必要があると考えた。しかしながら、この点について合意に達しなかった。

##### **9.3 閉会**

88. 会合は2007年10月15日午後8時に閉会された。

## 別紙リスト

### 別紙

- 1 参加者リスト
- 2 議題
- 3 文書リスト
- 4 CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議

第 2 回遵守委員会  
2007 年 10 月 14 - 15 日  
オーストラリア、キャンベラ

議題

1. 開会
  - 1.1. 歓迎の辞
  - 1.2. 代表団の紹介
  - 1.3. 議題の採択
  - 1.4. ミーティング・アレンジメント
  
2. 措置の状況
  - 2.1. 事務局からの報告
  - 2.2. メンバー及び協力的非加盟国からの報告(国別報告書に遵守に関する問題についての報告)及び措置の遵守状況の評価
    - 2.2.1. 国別割当配分の遵守
      - 2.2.1.1 商業的漁業
      - 2.2.1.2 遊漁
    - 2.2.2. 月別漁獲報告
    - 2.2.3. 貿易情報スキーム
    - 2.2.4. 許可船リスト
    - 2.2.5. 科学オブザーバー計画
    - 2.2.6. 海鳥混獲回避措置
  
3. 統合的 MCS 措置
  - 3.1. CDS
  - 3.2. VMS
  - 3.3. 転載
  - 3.4. SBT の蓄養における遵守
  
4. その他の措置
  - 4.1. 入港国措置
  - 4.2. 独立オブザーバー
  - 4.3. 乗船検査



4.4. 漁船登録

4.5. その他の措置

5. オーストラリアの SBT 蓄養に関する調査

5.1. 2006/2007 結果の精査

5.2. オーストラリアの SBT 蓄養に関する調査についてのコメント

6. 将来の作業計画

7. その他の事項

8. 拡大委員会への勧告

9. 閉会

9.1. 会合報告書の採択

9.2. 次回会合の時期の勧告

9.3. 閉会

参加者リスト  
第 2 回遵守委員会  
2007 年 10 月 14-15 日  
オーストラリア、キャンベラ

遵守委員会議長

デービッド・ウッド 漁業省上席国際顧問

オーストラリア

ジョン・カリッシュ	農漁業林業省漁業養殖業担当部長
アラン・グラント	農漁業林業省林漁業部長
スティーブン・ロウクリフ	農漁業林業省国際漁業政策担当官
サイモン・ヴィーチ	農漁業林業省国際漁業政策担当官
トシ・カワグチ	外務貿易省法律官
アナガ・ジョシ	法務省国際法室法律官
トリッシュ・ストーン	オーストラリア漁業管理庁国際漁業専門官
ライアン・マーフィー	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業部長
マルコム・サウスウェル	オーストラリア漁業管理庁ミナミマグロ漁業監督官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアまぐろ漁船船主協会会長
リチャード・リンゼイ	AFE サリンググループ
アンドリュー・ウィルキンソン	トニーズ・ツナ・インターナショナル

漁業主体台湾

ホン・イエン・ファン (代表者)	行政院農業委員会副組長
シュー・リン・リン	行政院農業委員会漁業署スペシャリスト
ユー・シャン	外務省
チン・リン・ツアイ	外務省
イン・ホー・リウ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会インド洋運営委員会 会長
ウェン・ジュン・シェウ	台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会インド洋運営委員会 主任委員

クワン・ティン・リー  
シン・ウェイ・コー

台湾遠洋鮪船魚類輸出業同業公会秘書  
台湾海外漁業開発委員会

## 日本

勝山 潔志  
坂本 孝明  
成澤 行人  
谷本 拓也  
橋爪 一彰  
伊藤 智幸  
本山 雅通  
金澤 俊明  
石川 賢廣  
三浦 望  
西川 喜美男  
羽根田 弘

水産庁資源管理部国際課国際交渉官  
水産庁資源管理部国際課課長補佐  
水産庁資源管理部遠洋課かつお・まぐろ漁業企画官  
外務省経済局漁業室  
経済産業省農水産室  
遠洋水産研究所温帯性まぐろ研究室主任研究員  
全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会  
全国遠洋かつおまぐろ漁業者協会  
日本かつお・まぐろ漁業協同組合組合長  
日本かつお・まぐろ漁業協同組合国際課長  
日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事  
日本かつお・まぐろ漁業協同組合理事

## ニュージーランド

アーサー・ホーア  
ステファニー・ヒル  
シャウン・ドリスコル  
エイドリー・シャープ  
アンドリュー・ジェンクス

漁業省国際部長  
漁業省漁業顧問  
漁業省投資部長  
漁業省遵守部長  
外務貿易省法律顧問

## 大韓民国

キュー・ジン・ソック  
ジン・ヤン・ソン

海洋漁業省国際協力局研究官  
思潮産業部長

## CCSBT 事務局

ニール・ハーミス  
宮澤軌一郎  
ボブ・ケネディー

事務局長  
事務局次長  
データベースマネージャー

通訳

馬場 佐英美

小池 久美

高野 ゆき

みなみまぐろ保存拡大委員会

第 2 回遵守委員会

文書リスト

**(CCSBT-CC/0710/ )**

01. Draft Agenda
02. List of Participants
03. Draft List of Documents
04. (Secretariat) Compliance Committee Management Measures
05. (New Zealand) Port state measures; a way forward
07. (Australia) Australia's proposal for a CCSBT Catch Documentation Scheme
09. (Australia) Centralised Vessel Monitoring System for the CCSBT
11. (Australia) Implementation of CCSBT Independent Observer Programme
12. (Australia) Illegal Unreported, Unregulated Vessel Register
13. (Australia) Implementation of boarding and inspection regimes for the CCSBT
17. (Japan) Draft Resolution on Southern Bluefin Tuna Farming
18. (Japan) Draft resolution on establishment of the CCSBT record of farming facilities
20. (Japan) Possibility of use of acoustic camera system for counting and measuring captured Southern Bluefin Tuna for the farming
21. (Japan) March 2007 Australian (Port Lincoln Site Visit) Southern Bluefin Tuna Farming Operations Actual Conditions Observation Visit Report
22. (Japan) Japan's proposal on CDS
23. (Japan) Comparison of Australian and Japanese CDS proposals
24. (Japan) Domestic management of SBT fisheries in Japan
25. (Australia) Report of the Joint RFMO Technical Working Group meeting (July 2007)
27. (Taiwan) The Experience of the Implementation of ICCAT at-Sea Transshipment Programme for CCSBT Reference

**(CCSBT-CC/0710/SBT Fisheries- )**

New Zealand - New Zealand SBT Fisheries Review

Australia - Australia's Annual Review of the Southern Bluefin Tuna Fishery

Japan - Japanese national report

Taiwan - Review of Taiwan's SBT Fishery of 2005/2006

Korea - Review of Korean SBT Fishery of 2005/2006

**(CCSBT-CC/0710/BGD )**

01. (Australia) Tuna farm monitoring: Mediterranean, Mexico and Australia (Originally CCSBT-ESC/0709/24)
02. (Australia) Assessing operational feasibility of stereo video and Evaluating monitoring options for the SBTF Farm Sector (Originally CCSBT-ESC/0709/28)

**(CCSBT-CC/0710/Info )**

01. (Secretariat) Administrative Comments and Sample Costs of CDS Proposals
02. (Secretariat) CCSBT-CC/0704/04 - Initial CDS Considerations (Draft 2)
03. (New Zealand) Promoting Responsible Ports-High Seas Task Force Final Report

**(CCSBT-CC/0710/Rep )**

01. Report of the Twelfth Annual Meeting of the Commission (October 2005)
02. Report of the Sixth Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (February 2006)
03. Report of the Special Meeting of the Commission (July 2006)
04. Report of the Seventh Stock Assessment Group Meeting (September 2006)
05. Report of the Eleventh Meeting of the Scientific Committee (September 2006)
06. Report of the First Meeting of the Compliance Committee (October 2006)
07. Report of the Thirteenth Annual Meeting of the Commission (October 2006)
08. Report of the First Meeting of the Compliance Committee Working Group (April 2007)
09. Report of the Seventh Meeting of the Ecologically Related Species Working Group (July 2007)
10. Report of the Eighth Stock Assessment Group Meeting (September 2007)
11. Report of the Twelfth Meeting of the Scientific Committee (September 2007)

## CCSBT 漁船監視システムの創設に関する決議

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は(CCSBT)、

第 13 回年次会合において、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が自国の漁船監視システムの開発と実施(2006 年 VMS 決議)に合意したことを想起し、

世界のみなみまぐろ漁業のすべてに適用される監視、管理及び取締り措置の必要性を認識し、

みなみまぐろ漁業、とりわけ資源の長期的な持続性を確保するために、効果的な監視、管理及び取締り体制に不可欠な要素としてのこれら漁船監視システムの重要性を認識し、

漁船監視システムが、2007 年 1 月 22 日から 26 日に開催されたまぐろ類地域漁業管理機関神戸会合で採択された行動方針において、違法無報告無規制漁業を抑止する重要な監視、管理及び取締りの一措置であると認められたことに留意し、

漁船監視システムの最低基準を定める必要性を認識し、

一部のメンバー及び他の地域漁業管理機関は漁船監視システムを確立しており、それらの知見がみなみまぐろ保存委員会の漁船監視システムの開発及び導入に有用であることを認識し、

みなみまぐろ保存条約の第 8 条パラグラフ 4 (b) に従い、以下合意した。

1. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、次の方法で、みなみまぐろを漁獲する船舶に対し、衛星と連係した漁船監視システム(VMS)を採用、導入しなければならない。
  - a. IOTC 水域で漁業を行っている船舶は、漁船監視システム計画の創設に関する IOTC 決議 06/03(決議の付属書 1 を含む)に従う。
  - b. WCPFC 水域で漁業を行っている船舶は、WCPFC 保存管理措置 2006-06「委員会漁船監視システム」(当該措置の付属書 1 を含む)に従う。
  - c. CCAMLR 水域で漁業を行っている船舶は、CCAMLR 保存措置 10-04 (2006)「自動化衛星中継漁船監視システム(VMS)」(当該措置の付属書 10-04/A 及び 10-04/B を含む)に従う。

- d. ICCAT 水域で操業を行っている船舶は、ICCAT 勧告 03-14「ICCAT による ICCAT 条約水域における漁船監視システム創設のための最低基準に関する勧告」に従う。
  - e. VMS の無い公海で操業を行っている船舶は、漁船監視システム計画の創設に関する IOTC 決議 06/03(決議の付属書 1 を含む)に従う。
2. パラグラフ 1(a-e)に示した VMS の適用は、関連する委員会が適宜採択するであろういかなる修正とも合致していなければならない。
  3.
    - a. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、第 2 回遵守委員会会合が勧告した書式による VMS サマリー・レポートを、年に 1 回、遵守委員会会合の前に、提出しなければならない。
    - b. CCSBT の保存管理措置に反して操業を行っていると思われる場合には、特定の船舶に関する事例に関して、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、当該船舶が船籍を置く国/漁業主体であるメンバー及び協力的非加盟国に対し、個別的に、VMS データの提供を求めることができる。かかる要求を受けたメンバー及び協力的非加盟国は、以下の対応をとらなければならない。
      - (i) 事例を捜査し、VMS データを要求したメンバー又は協力的非加盟国に、捜査の詳細を提供すること。又は、
      - (ii) 当該船舶に関する VMS データを要求したメンバー又は協力的非加盟国へ提供、要求したメンバー又は協力的非加盟国は、捜査の結果を船籍が置かれる国/漁業主体であるメンバー又は協力的非加盟国に通知する。
  4. 拡大委員会は、パラグラフ 3(b)に従い提供された情報について、付属書 I にある機密保護とセキュリティの規定を採用することに合意した。
  5. 事務局の支援を仰ぎ、遵守委員会は、2009 年の遵守委員会において、本決議の実施並びに SBT 漁業の監視、管理及び取締り体制の一要素として、その有効性の改善に資する可能性のある措置について、レビューと報告を行わなければならない。かかるレビューは、まぐろ類地域漁業管理機関を横断的に統一する VMS の開発を含め、他の地域漁業管理機関における進展状況を考慮しなければならない。
  6. 本決議は、CCSBT 13 で採択した 2006 年 VMS 決議に優先するものではない。



## 付属書 I VMS 報告の機密保護、利用及びセキュリティ

### VMS 報告の機密保護及び利用

1. VMS データは、機密扱いとされ、本決議によって認められた場合のみ提供、利用されうる。
2. 他の拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国から VMS データを受けとるメンバー及び協力的非加盟国は、データの機密保護を維持しなければならない。本決議に明記された場合を除き、データを利用してはならない。具体的には、VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、本付属書のパラグラフ 3 に示された目的に限り、データをメンバー又は協力的非加盟国の国会議員及び公務員に提供することができる。
3. 拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、CCSBT の保存管理措置の遵守状況を監視するためにのみ、VMS データを利用することができる。

### 情報技術セキュリティ

4. VMS データを受けとる拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、VMS データの機密保護を維持するための強固な情報技術セキュリティを導入しなければならない。

### データの機密保護に関する方針

5. VMS データの要求を提案する拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国は、VMS データの機密保護に関する方針を備えなければならない。かかる方針を事務局並びにすべての拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国に提供しなければならない。VMS データの機密保護に関する方針は、拡大委員会のメンバー及び協力的非加盟国が、本決議の付属書 I の要件の遵守を確保するために実行することを提案するすべての措置を略述してなければならない。